

令和3年12月24日

事業者各位

公益財団法人大阪タクシーセンター

第20回優良運転者表彰者のご推薦について（依頼）

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、別紙のとおり、特定指定地域に営業所を有するタクシー事業に従事する運転者の皆さまで、タクシー利用者等から特に感謝された運転者の皆さまの行為を称えるとともに、接客サービスに係る意識の高揚を図り、もって公共交通機関としてのタクシーサービスの向上に資することを目的に顕彰しています。

つきましては、大変お忙しい時期とは存じますが、別添優良運転者表彰規程、優良運転者表彰規程取扱要領をご参照いただき、令和4年2月1日（火）までにご推薦賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

(公財)大阪タクシーセンター 総務課

西川・宮浦

TEL：06-6933-5611

○ 詳しくは当センターホームページにアクセスしてご確認ください。

(推薦書等がダウンロードできます。)

1. 表彰対象者

(優良運転者表彰規程 第2条)

表彰は、次の各号一に該当する者について行います。

- (1) 利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供（車内の利用客の忘れ物を利用者等に届けた行為を除く。）により、利用者から特に感謝され、他の運転者等の模範と認められる者
- (2) 交通事故による負傷者や急病人の輸送等、人命救助に協力したことにより官公署から感謝状を授与された者
- (3) 犯人逮捕協力等により警察から感謝状を授与された者
- (4) その他前各号に準ずる行為により、表彰に値すると認められる者

(優良運転者表彰規程取扱要領 1. 表彰対象者)

- (1) 表彰対象となる行為は、タクシー運転者として業務に従事中のものであることとします。
- (2) 「親切善行等行き届いたサービス」には、車内の忘れ物を利用者等へ届けた行為は除きます。

2. 表彰対象期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

3. 審査基準 (優良運転者表彰規程取扱要領 3. 審査基準)

次の各号のいずれにも該当するものであることとします。

なお、基準日は、令和3年12月31日です。

- (1) 基準日以前の5年間、道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法の違反により行政処分等を受けていないこと。
- (2) 基準日以前の3年間、当該運転者の不適切な客扱い等に基づく苦情が行政又はタクシーセンターに申告されていないこと。
- (3) 基準日以前の3年間、タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱（平成18年近畿運輸局長通達 以下「措置要綱」という。）に基づき、タクシーセンターから指導票による指導（ただし、措置要綱7の(3)に規定する研修を受講し、違反点数が消滅した指導を除く。）を受けていないこと。
- (4) 基準日以前の1年間、責任事故がなく、かつ、道路交通法の違反がないこと。

4. ご提出いただく書類

- (1) 推薦書
(添付のものをお使いいただくか、当センターホームページからダウンロードしていただきご使用ください。)
- (2) 親切善行等を証する書面
(利用者からの礼状・感謝状の写し・新聞報道記事 等。)
- (3) 無事故無違反証明書又は運転経歴証明書
(令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間の無事故無違反が確認できる自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書又は運転経歴証明書。)

5. ご提出期限

令和4年2月1日（火）

6. 表彰の時期

令和4年4月下旬（予定）

公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定指定地域（「タクシー業務適正化特別措置法第2条に規定する地域」をいう。）内に営業所を有するタクシー事業に従事する運転者及び個人タクシー事業者（以下「運転者等」という。）で、利用者等から特に感謝された者を顕彰し、その行為を称えるとともに、運転者等の接客サービスに係る意識の高揚を図り、もって公共交通機関としてのタクシーサービスの向上に資することを目的とします。

(表彰対象者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行います。

- (1) タクシー利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供（車内の利用客の忘れ物を利用者等に届けた行為を除く。）により、利用者から特に感謝され、他の運転者等の模範と認められる者
- (2) 交通事故による負傷者や急病人の輸送等、人命救助に協力したことにより官公署から感謝状を授与された者
- (3) 犯人逮捕協力等により警察から感謝状を授与された者
- (4) その他前各号に準ずる行為により、表彰に値すると認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者の推薦は、タクシー事業者又は関係事業者団体等が、前条各号により、親切善行等に係る推薦には利用者からの礼状等の写し、人命救助及び犯人逮捕協力等に係る推薦には感謝状の写し又は新聞報道記事若しくは感謝状等に、次に掲げる書類を添え、毎年1月31日までにセンター会長あて提出していただくものとします。

- ① 推薦書
- ② 無事故無違反証明書又は運転経歴証明書
（以下「無事故無違反証明書等」という。）

なお、無事故無違反証明書等については、自動車安全運転センターが発行するもので、推薦を行おうとする前年の1月1日から12月31日までの間を証明するものとします。

(表彰状等)

第4条 表彰は、センター会長が表彰状及び副賞を授与して行います。

- 2 表彰状は、第2条各号に掲げる表彰の対象毎に授与し、授与する順は各号の順によることとします。

- 3 前2項のほか、受賞者には受賞の事実を証する車内掲出用の優良運転者（善行）章又は優良個人タクシー事業者（善行）章を交付するものとします。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年、原則として4月に行うこととします。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行します。

平成25年12月20日一部改正

この一部改正規程は、平成25年12月20日から施行します。

平成28年 3月 4日一部改正

この一部改正規程は、平成28年 4月 1日から施行します。

令和 2年12月21日一部改正

この一部改正規程は、令和 2年12月21日から施行します。

公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程
取 扱 要 領

平成14年 4月 1日
平成25年12月20日 改正
令和 2年12月21日 改正

優良運転者（善行）の表彰については、公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程によるほか、この取扱要領の定めるところによることとします。

1. 表彰対象者

- (1) 表彰対象となる行為は、タクシー運転者として業務に従事中のものであることとします。
- (2) 「親切善行等行き届いたサービス」には、車内の忘れ物を利用者等へ届けた行為を除きます。

2. 対象期間

表彰の基準となる対象期間は、表彰する年の前年の1月1日から12月31日までとします。

3. 審査基準

次の各号のいずれにも該当するものであることとします。

なお、基準日は、当該表彰年の前年の12月31日とします。

- (1) 基準日以前の5年間、道路運送法及びタクシー業務適正化特別措置法の違反により行政処分を受けていないこと。
- (2) 基準日以前の3年間、当該運転者の不適切な客扱い等に基づく苦情が行政又はタクシーセンターに申告されていないこと。
- (3) 基準日以前の3年間、タクシー運転者等の違法行為に対する措置要綱（平成18年近畿運輸局長通達 以下「措置要綱」という。）に基づき、タクシーセンターから指導票による指導（ただし、措置要綱7の(3)に規定する研修を受講し、違反点数が消滅した指導を除く。）を受けていないこと。
- (4) 基準日以前の1年間、責任事故がなく、かつ、道路交通法の違反がないこと。

4. 表彰対象者の推薦

- (1) 同一親切善行等の行為に対し、他の関係事業者団体等において、表彰等を受けた者であっても差し支えないものとします。
- (2) 個人タクシー事業者にあつては、事業者団体の本部又は支部から推薦して い

ただくものとしします。

(3) 関係事業者団体等には、消費者団体を含むものとしします。

5. 審査

タクシーセンターの従事役員（会長、専務理事、常務理事）で審査し、毎年3月の定例理事会で承認を受けるものとしします。

なお、審査員には、利用者の代表（消費者団体等）等を加えることができるものとしします。

推 薦 書

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、公益財団法人大阪タクシーセンター優良運転者表彰規程に定める表彰対象者の基準に適合するものと認められますので、会長表彰を授与されたく推薦します。

記

- ・親切善行等の内容（具体的に記入して下さい。）

- ・添付書面

親切善行等を証する書面

令和 年 月 日

タクシー事業者又は関係事業者団体等

名 称

代表者名

印

公益財団法人 大阪タクシーセンター会長 殿